

建設リサイクル法の届け出

建築課建築紛争調整担当 ☎3578-2310
FAX3578-2304

床面積80平方メートル以上の建築物の解体、床面積500平方メートル以上の建築物の新築・増築、一定金額以上の建築物の修繕・模様替えおよび建築物以外の工事で、特定建設資材（コンクリート、コンクリートおよび鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート、木材）のいずれかを発生または使用する場合は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」に基づく事前届け出が必要です。

建築業者を知りたいとき

東京都都市整備局市街地建築部建設業課閲覧コーナー
..... ☎5321-1111 内線30-698

許可を受けている建築業者については、都市整備局建設業課に閲覧場所があります。調べた上で、書面による工事請負契約書（建築士資格を持つ設計者の図面を付けてください）によって契約を取り交わしてください。

請負契約後の紛争解決については、あっせん・調停等の制度があります。

東京都都市整備局市街地建築部調整課工事紛争調整担当
☎5388-3376

建築確認処分等に不服があるとき

都市計画課都市計画係 ☎3578-2215
FAX3578-2239

建築基準法令上の違反または不当な処分（不作為を含む）によって、自分の権利や利益を侵害された人は、区建築審査会に審査請求を提起し、処分の取り消し等を求めることができます。

福祉のまちづくり整備事業

保健福祉課地域福祉支援係 ☎3578-2380
FAX3578-2398

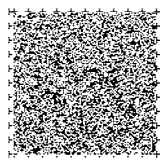
区における福祉のまちづくり整備の推進を図るため、「港区福祉のまちづくり整備要綱」および「港区福祉のまちづくり整備指針」に定める、公共的施設等の整備・改善を行う場合に、「港区福祉のまちづくり整備費補助金交付要綱」に基づき、要した経費の一部を補助します。

対象となる者

区内に公共的施設等を有するもの等

対象となる経費

整備・改善に要した経費（土地の取得、造成等に要する経費を除く）で、整備費補助金交付要綱第4条に定めるもの



事前協議

全ての人にやさしいまちづくりを推進するため、整備要綱に定める建築物等の新築・増築等を行う計画がある場合は、建築確認申請等の手続き前に事前協議を行ってください。

建築課建築審査係 ☎3578-2291・2

建築物耐震診断助成事業

建築課構造・耐震化推進係 ☎3578-2295・6
FAX3578-2304

建築物の所有者が建築物の耐震診断を行う場合に、これに要した費用の一部を助成します。

→「いざという時のために」(P.11)を参照

木造住宅の無料耐震診断

建築課構造・耐震化推進係 ☎3578-2296
FAX3578-2304

木造住宅を対象として、区が無料で耐震診断を行います。

→「いざという時のために」(P.11)を参照

民間建築物耐震化促進事業

建築課構造・耐震化推進係 ☎3578-2295・6
FAX3578-2304

昭和56年5月31日以前（木造の住宅、長屋で耐震改修工事の場合は平成12年5月31日以前）に建築確認を受けて建築した区内の建築物で耐震改修工事等を行う場合に、これに要した費用の一部を助成します。

詳しくは、お問い合わせください。

土地売買

土地取引の価格水準を知りたいとき

都市計画課都市計画係 ☎3578-2215
FAX3578-2239

土地取引価格の指標として地価公示価格（地価公示法に基づき国が毎年1回公示）および東京都基準地価格（国土利用計画法施行令に基づき都が毎年1回公表）が閲覧できます。

閲覧場所

- (1) 都市計画課都市計画係
- (2) 各総合支所管理課管理係
- (3) 各港区立図書館

公示価格、基準地価格についての情報は、国土交通省、東京都財務局のホームページでもご覧になれます。

公示価格

国土交通省ホームページ

<https://www.mlit.go.jp/>

☎5253-8379

(国土交通省不動産・建設経済局地価調査課地価公示室)

基準地価格

東京都財務局ホームページ

<https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/>

☎5388-2736

(東京都財務局財産運用部管理課地価調査担当)

土地を売買するときの届け出義務等

都市計画課都市計画係……………☎3578-2215
FAX3578-2239

(1) 国土利用計画法に基づき、一定面積(2000平方メートル)以上の土地についての売買等の取り引き(取り引きの予約も含む)をする場合は、契約を結んだ日から2週間以内に区を經由して都知事に届け出なければなりません。

※個々の取り引き面積は小さくても、合計すると2000平方メートル以上となるような一団の土地取り引きは、取り引き時期が異なっても個々の取り引きそれぞれについて届け出が必要です。

(2) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、面積が5000平方メートル以上の土地や都市計画決定された道路・公園等を含む200平方メートル以上の土地を譲渡しようとする場合は、その3週間前までに区長に届け出なければなりません。また、区内で100平方メートル以上の土地を所有する人は、地方公共団体等による当該土地の買い取りの希望を区長に申し出ることができます。

不動産業者について調べたいとき

東京都住宅政策本部民間住宅部不動産業課

……………☎5320-5072

宅地建物取引業の免許を受けている業者で、都内に主たる事務所の所在する業者の名簿が閲覧できます。

閲覧場所

都庁第二庁舎3階北側

閲覧時間

事前予約制

月～金曜 午前9時～午後5時

手数料

1業者につき300円

不動産取引についての相談も行っています。詳細については、住宅政策本部ホームページをご覧ください。

<https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp>

住宅関連各種支援

エレベーター 安全装置等設置助成事業

建築課建築設備担当……………☎3578-2300・1
FAX3578-2304

区内にある、次のいずれかに該当する建築物に設置されているエレベーターに、新たに安全装置等を設置するための改修工事費用の一部を助成します。

対象建築物

- (1) 住宅部分の床面積が建物全体の床面積の3分の2を超える共同住宅
- (2) 長期修繕計画を作成している建築物(ただし、申請者が法人の場合は中小企業者に限る)

助成対象安全装置等

戸開走行保護装置(必須)
地震時等管制運転装置
耐震対策

分譲マンション等支援事業

住宅課住宅支援係……………☎3578-2223・4
FAX3578-2239

区内にある、マンションの適正な管理、計画的な修繕を促進するために、管理組合等に対して、管理アドバイザーの無料派遣や劣化診断に要する費用の一部を助成します。

また、老朽化したマンションの建替えや改修を円滑に進めるために、管理組合等に対して、コンサルタント等の無料派遣や建替え計画案等の作成に要した費用の一部を助成します。

がけ・擁壁改修工事等支援事業

建築課構造・耐震化推進係……………☎3578-2295～7
FAX3578-2304

区内の個人またはマンション等管理組合、中小企業、宗教法人等が所有する敷地内のがけまたは擁壁について、擁壁の新設工事または築造替え工事をする場合、工事費用の一部を助成します。また、がけ等の所有者に対して、アドバイザーを無料で派遣します。

